

吹田市道路ストック総点検事業 プロポーザル方式への参加者募集について

本業務は、国土交通省道路局から通知された総点検実施要領（案）に基づき、道路利用者及び第三者の被害を防止することを目的に、吹田市が管理する道路ストックについて一斉点検を実施し、老朽化により危険が生じている施設の早期把握をするとともに、今後の維持管理を円滑にするための仕組みを構築することとする。また、道路ストック維持管理基本計画を策定し、今後の効率的で効果的な維持管理を図るものとする。

今回、当該業務の契約候補者を特定するため、プロポーザル方式への参加希望者を募集するものです。

※参考：国土交通省道路局道路ストック総点検実施要領

(http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/mente_roadstock.html)

1 契約の概要

| | |
|-----------|--|
| (1) 件名 | 吹田市道路ストック総点検事業 |
| (2) 履行期間 | 契約締結日～平成27年(2015年)2月27日 |
| (3) 履行場所 | 吹田市地内 |
| (4) 業務内容 | ア 点検調査 (ア) 路面性状調査(64.8km) (イ) 道路付属物点検調査 標識(206基) 照明灯(2,655基) カーブミラー(1,511基) (ウ) 橋梁点検調査(18橋) (エ) 横断歩道橋点検調査(19橋) (オ) 擁壁・のり面調査(31箇所) イ 維持管理基本計画の策定 |
| (5) 予算額 | 119,518,000円(消費税及び地方消費税含む(8%)) |
| (6) 契約保証金 | 契約金額の5%以上とし、履行保証保険証券の保証をもってこれに代える。 |

2 参加資格

参加を希望する者は、手続き開始日から参加意思表明書提出日までの間において、以下のすべての条件を満たしていること。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿の登録業者であること。
- (2) 吹田市から指名停止措置等を受けていないこと。
- (3) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受け、かつ、手続開始決定後に本市の競争入札参加資格の再認定手続を完了していること。
- (4) 平成21年度から平成25年度までの間に、国、都道府県、市町村又は各高速道路株式会社発注で、本事業の点検項目のいずれかの調査業務(道路ストック総点検に準ず

るものでも可)の契約実績があること。

- (5) 技術士(建設部門「道路」、「鋼構造及びコンクリート」)又はRCCM(建設部門「道路」、「鋼構造及びコンクリート」)の資格者を有すること。

3 共同企業体

上記2の参加資格(1)から(3)までに掲げる条件を満たしている者により構成されている共同企業体の参加も可能とする。また、共同企業体のいずれかの者は上記2の参加資格(4)、(5)に掲げる条件を満たしているものとする。

4 手続等

(1) 担当部局

吹田市道路公園部道路公園管理室

〒565-0855 吹田市佐竹台1丁目6番1号 南千里庁舎3階

電話:06-6872-6114 FAX:06-6831-9674

E-mail: doukan-douro@city.suita.osaka.jp

(2) 参加表明書(様式1)の提出

ア 提出期限 平成26年2月12日(水)午後5時まで

イ 提出場所 上記(1)の担当部局

ウ 提出方法 1部を持参又は郵送

(配達証明付書留郵便に限る。提出期限必着のこと。)

※共同企業体の場合は、応募団体概要書(様式2)を提出

(3) 実績報告書(契約実績様式3、会社概要様式4)

ア 提出期限 平成26年2月12日(水)午後5時まで

イ 提出場所 上記(1)の担当部局

ウ 提出方法 1部を持参又は郵送

(配達証明付書留郵便に限る。提出期限必着のこと。)

※共同企業体の場合は、各企業の実績報告書を提出

(4) 業務提案書

ア 提出については、第一次審査対象者のみ。

イ 様式については、選定通知書と併せて送付します。

5 実績報告書の記載方法

(1) 契約実績(A4版縦様式3)

ア 上記2-(4)の契約実績を記載すること。

イ 上記契約実績の記載内容は下記のとおりです。

(ア) 契約年度

(イ) 委託者名

(ウ) 契約件名

(エ) 契約期間(西暦記載)

(オ) 業務内容(箇所数等)

(カ) 契約金額(消費税及び地方消費税額を含む金額)

ウ 契約実績に該当する契約書の写しを各1部提出してください。(件名、契約金額、契約者名が表記されている部分のみ。)

(2) 会社概要（A4版縦 **様式4** 1ページ以内）

- ア 社名、代表者名
- イ 設立年月日
- ウ 資本金
- エ 従業員数
- オ 有資格者数一覧
- カ 組織図
- キ 事業所一覧
- ク ISO及びセキュリティーに関する資格等の取得状況（登録証の写しを1部提出してください。）

6 審査及び結果通知

(1) 参加資格者の選定

提出された実績報告書（契約実績金額）に基づき、参加資格者を上位から8者程度を事前に選定し、選定された者に対しては「選定通知書」を送付し、選定しない者については、「非選定通知書」によりその旨を通知するものとする。

(2) 第一次審査

提出された業務提案書について、「吹田市道路ストック総点検事業委託業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において書類審査を行い、第二次審査の対象者を選定する。審査対象項目については以下のとおりとする。

- ア 日程計画表
- イ 業務提案
- ウ 業務体制及び予定業務責任者の経歴
- エ 業務実績
- オ 見積金額

(3) 第一次審査の結果通知

第二次審査の対象者に選定された者に対しては「選定通知書」を送付し、選定しないことを決定した者については、「非選定通知書」によりその旨を通知するものとする。

(4) 第二次審査

提出された業務提案書について、選定委員会においてプレゼンテーション、ヒアリング及び審査を行い、第一次、第二次の総合評価が最も高い業務提案書の提出者を最優秀提案者に特定し、通知する。

(5) 契約交渉の相手方

市長は、選定委員会が特定した最優秀提案者を契約交渉の相手方として特定するものとする。ただし、最優秀提案者が辞退その他の理由で、契約に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とするものとする。

7 失格

次のいずれか一つに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 参加表明書の提出日から契約の締結日までの間、2の「参加資格」要件が備わっていない場合。
- (2) 参加表明書を提出したものが審査会及び選定委員会の委員に直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。

- (3) 提出された実績報告書及び業務提案書に虚偽の記載内容があった場合。
- (4) 審査の公平さに影響がある行為があったと認める場合。

8 その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、吹田市指名停止措置要領に基づき指名停止措置等を行なうことがある。
- (3) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 提出された書類は一切返却しない。
 - イ 本案件に係る情報公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (4) 参加表明書、実績報告書、業務提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等に係る費用は全て参加者の負担とする。

9 スケジュール（概要）

| 手 順 | 期 限 等 |
|---------------------------|---------------------|
| (1) 参加募集開始日 | 2014年1月29日（水） |
| (2) 参加表明書、実績報告書等提出期限日 | 2014年2月12日（水）午後5時まで |
| (3) プロポーザル方式参加資格者選定通知 | 2014年2月14日（金） |
| (4) 業務内容等説明会開催 | 2014年2月18日（火） |
| (5) 業務提案書等の提出 | 2014年3月 4日（火） |
| (6) 書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング | 2014年3月 5日（水）～3月中旬 |
| (7) 契約候補者の特定、仕様書の調整 | 2014年3月中旬 |
| (8) 契約の締結 | 2014年3月下旬 |